

行政 & 暮らしの情報



電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)
ID番号は市ホームページの
ページID検索にご利用いただけます
12月の窓口延長日
日付 4、11、18、25日
(市民課・保険年金課・税務課・収納課)

市外局番は(0567)です



お知らせ

町内会とは

町内会は、住みよい地域づくりや、地域の課題を解決するため、住民同士の交流や環境整備など、さまざまな活動に取り組む任意団体です。

町内会代表者の役割

町内会運営上の取り決めは、町内会の皆さんで話し合って決められ、また、市に対しての要望も、町内会の皆さんの総意のもと、町内会要望として提出されます。

助成金を交付しています

助成金は、年2回に分けて振り込み、12月に後期分を交付します。

転入された方、転出予定の方へ

町内会にはそれぞれのルールがあり、安心して暮らせる地域づくりのためには、住民である皆さんの相互の協力が大切です。

転入された方、転出予定の方は、円滑な町内会業務の運営のため、町内会代表者へご連絡ください。

問合せ 市民協働課市民協働G
☎55-9298



水道管の冬支度

ID 921659549

気温がマイナス4℃以下になると、水道管の水が凍結したり、管が破裂しやすくなったりします。

水道管の凍結を防ぐには

- 水道管に保温材などを巻く
 - 凍結したら水道管や蛇口にタオルなどをかけ、ぬるま湯をかける
- ※熱湯をかけると破裂する危険性があります。



また、次のようなときは下記へ。

家庭で緊急に修繕が必要なとき

- 凍結により漏水したとき
- 蛇口を閉めても水が止まらないとき
- 水洗便所の水が止まらないとき

連絡先 市指定給水装置工事事業者
※工事事業者の一覧は、市ホームページでご確認ください。

道路上で漏水が発生しているとき

連絡先 上下水道部工務課工務G
☎55-9748

問合せ 上下水道部管理課管理G
☎55-9728

税証明書のコンビニ交付サービス開始

ID 479134737

令和7年1月23日(休)から、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストア等のマルチコピー機で税証明書が取得できるようになります。

取得できる証明書

所得課税(非課税)証明書、納税証明書(個人住民税のみ)

取得できる方

市内に住民登録があり、マイナンバーカード(利用者証明用電子証書が必要)をお持ちの方で、所得や課税・納税情報がある方

取得できる店舗

全国のコンビニエンスストア等(利用時間は午前6時30分～午後11時)
※利用は各店舗の営業時間内に限り、保守点検日は利用できません。

手数料 1通300円

※取得した証明書の返金・交換はできません。

問合せ 所得課税(非課税)証明書

税務課市民税G ☎55-9263

納税証明書

収納課管理G ☎55-9276



津島税務署からのお知らせ 令和7年1月の申告相談は 事前予約制です!

税務署での1月の申告相談は、事前予約制で行います。事前予約は、12月2日(月)から開始します。

1月上旬から国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、申告書等の作成・e-Taxによる送信ができます。



▲国税庁ホームページ

問合せ 津島税務署 ☎26-2161

※音声案内に従い「2」を選択してください。



津島駅東地区の都市計画決定

ID 194527336

図の太枠内の地区において、11月1日に用途地域の変更および防火地域・準防火地域の決定を行いました。

これにより、この地区では建築に関する規制等が変更しています。

問合 都市計画課マスタープラン推進室 ☎55-9357



家屋の取り壊しや新增築等をお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合はご連絡ください。

※令和6年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

問合 税務課固定資産税G
☎55-9264

ごみの分別排出について

集積場の利用について

集積場は、地域の皆さんの相互協力により共同利用されています。

誰もが気持ちよく利用できるよう、集積場を利用する1人ひとりが排出ルールを守り、清潔保持等にご協力をお願いします。

- ごみは午前8時30分(時間厳守)までに排出してください。
- 地域外の集積場へのごみ持ち込みについて、多くの苦情が寄せられています。必ず地域の決められた集積場にごみを排出してください。

ごみの分別について

可燃ごみへのびん・空き缶などの不燃物混入や、プラスチック製容器包装の分別を理解していない排出が多く見受けられます。プラスチック製容器包装(青袋)は、 (リサイクルマーク)

が付いている容器および包装が収集対象です。下記二次元コードを参考に、間違いのないように出してください。



処理困難物について

ガラス、陶器、コンクリート殻、消火器、ボウリング球、自動車部品等の処理困難物については、清掃事務所へお問い合わせください。

一時的な多量ごみについて

ご家庭から一時的に多量のごみが出る場合は、1回につき5袋程度で、数回に分けて出していただくか、鹿伏兔最終処分場で許可書発行後に八穂クリーンセンター(弥富市)への自己搬入をお願いします。

※分別が間違っているごみは収集できません。

※粗大ごみは粗大ごみ受付センター(☎31-3284)へお問い合わせください。

問合 清掃事務所 ☎26-4228

リサイクルステーションについて

問合 清掃事務所 ☎26-4228

鹿伏兔最終処分場にリサイクルステーションを開設しています。資源リサイクルで、ゴミ減量にご協力ください。

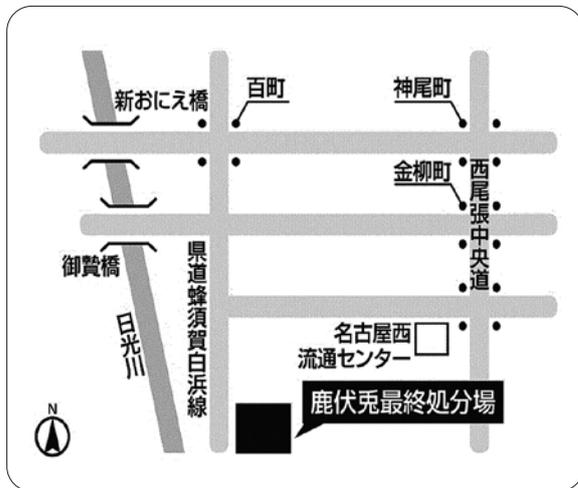
開設場所 鹿伏兔最終処分場(鹿伏兔町字袴腰32番地)

開設時間 午前9時～午後3時30分

(土・日曜日、祝休日、年末年始は除く)

搬入可能物 新聞紙、段ボール、古着、空き缶(スプレー缶等含む)、空きびん、使用済食用油、小型家電製品(携帯電話、デジタルカメラ、ドライヤー等)

注意事項 家電リサイクル法に定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の搬入はできません。お買い求めの販売店にご相談ください。



年末年始および祝日の 家庭ごみの収集

各家庭に配布の「家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に分別し、30ページの「年末年始の収集日程表」のとおり間違いのないように出してください。

問合 清掃事務所 ☎26-4228

犬を正しく飼いましょう 放し飼いをしていませんか

ID 343137390

犬を放して飼うことは愛知県の「動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。散歩時は必ずリードを付けて、自分だけでなく他人にも安心安全な散歩をしましょう。

フンや尿の片付けは飼い主の責任です

放置されたフンや尿について、たくさんの方の苦情が寄せられています。散歩の際には、フンや尿を処理するための袋や用具を携帯しましょう。フンは持ち帰り、尿は水で流すなど、道路や塀を汚さないようにしましょう。

無駄吠えをしていませんか

飼い犬の鳴き声が、近隣に迷惑をかけていることがあります。夜間や留守中など、無駄に吠えたりしないように「しつけ」が必要です。

しつけが困難なときは、愛知県動物愛護センター(☎0586-78-2595)に相談しましょう。

飼い主の変更等は届出を

飼い主や住所等の変更があったときは、下記で変更の手続きをしてください。

問合 生活環境課環境保全G
☎55-9368



福祉課窓口到手話通訳者を 設置しています

庁舎内の窓口での各種手続きや相談などをされる際に手話通訳者をご利用いただけます。

利用可能日時 原則毎週水・木曜日
の午前9時～正午、午後1時～4時

場所 福祉課

※各月の利用可能日は「市民相談」のページでご確認ください。

問合 福祉課福祉G
☎24-1115 FAX 24-1138



手話通訳者派遣事業、要約筆記者 派遣事業をご利用ください

聴覚障がい者等に対し、コミュニケーションに必要な手話通訳者、または要約筆記者の派遣事業を実施しています。

対象 市内に居住し、身体障害者手帳(聴覚、音声機能、言語機能)の交付を受けている方

派遣する者 手話通訳者または要約筆記者

費用 無料

派遣内容 派遣場所は原則県内、派遣時間は8時間以内に限りです。

利用方法 派遣希望日の7日前までに「手話通訳者派遣申請書」または「要約筆記者派遣申請書」を下記へ提出してください。FAX、郵送でも受け付け可能です。

問合 福祉課福祉G
☎24-1115 FAX 24-1138

家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- ・市内に居住している方
- ・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方
- ・介護保険法の規定による認定が要介護度4・5の高齢者(40歳以上65歳未満であって特定疾患に該当する場合を含む)を自宅で介護している同居の家族の方

支給品目 紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、防水シート、ウェットティッシュ、口腔ケア用品(上限年間6万円相当分)

実施時期 2月

申込 12月2日(月)～13日(金)に直接下記へ。

問合 高齢介護課長寿福祉G
☎24-1118

精神障がい者に対する 旅客運賃の割引について

ID 566774838

令和7年4月1日より、旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引の対象に、精神障がい者が追加されます。

旅客運賃の割引を受けるためには「第一種」または「第二種」の別が明記された精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」)の提示が必要です。また、手帳に写真貼付が必要となります。

既に交付されている手帳で、写真が貼付されていないものや、種別の記載がないものをお持ちの方は、福祉課で以下の手続きが必要です。

写真貼付手帳をお持ちの方

窓口で手帳に種別のゴム印を押印します。

写真未貼付手帳をお持ちの方

写真(縦4cm×横3cm)と手帳をご持参いただき、手帳を再発行します。

問合 福祉課福祉G ☎24-1115

誰にとっても大切な人権について考えよう

12月4日～10日は人権週間です

問合せ 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

「人権」とは人が人らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利です。

誰にとっても大切なもので、1人ひとりの日常の思いやりの心によって守られます。

この機会に「人権」について考えてみましょう。

人権擁護委員は、法務省から委嘱された身近な地域の相談相手です。

市では、8人の人権擁護委員が法務局における人権相談所をはじめ、市役所などで人権相談所を随時開設し、皆さんからの相談に応じています。また、地域の皆さんに「人権」について関心を持ってもらえるような啓発活動も行っています。

人権について悩んだときは人権相談をご利用ください

相談内容の秘密は固く守られます。

場所・日時

市役所1階相談室

奇数月第2水曜日 午前10時～正午

☎55-9364(予約不要)

※令和7年5月以降は南文化センターで実施する予定です。

名古屋法務局津島支局

毎週月・木曜日 午前10時～午後4時

☎26-2423(予約不要)

主な相談内容

- ・いじめ、体罰、不登校児問題
- ・部落差別、女性差別などの差別問題
- ・家庭内の問題(親子、夫婦、結婚、離婚、相続、扶養など)
- ・その他、人権問題に係るもの



年末の交通安全県民運動

12月1日(日)～10日(火)

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。

交通事故を未然に防止するため、次のことを心がけましょう。

- ・歩行者の交通事故防止と交通ルール遵守の徹底
- ・運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- ・自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底

問合せ 市民協働課市民協働G

☎55-9298

年末の安全なまちづくり県民運動

12月11日(水)～20日(金)

犯罪にあわない・犯罪を起こさない・犯罪を見逃さない

年の瀬を控え、慌ただしさを感じる時期となりました。年末の準備の買い物や金融機関での入出金の機会が増え、住宅侵入盗等の犯罪が増えます。「自分は狙われている」と気を引き締めましょう。

運動の重点

- ・特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- ・侵入盗の被害防止
- ・自動車盗の被害防止

問合せ 市民協働課市民協働G

☎55-9298

青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)

12月20日(金)～1月10日(金)

非行の芽 はやめにつもう みな我が子
冬休みは、開放感から青少年が非行にかかわったり、犯罪被害に遭うことが多くなる時期です。

青少年の健全育成には、地域の皆

さんの力が欠かせません。地域の青少年を自分の子と同様に温かく見守り、声かけをしましょう。

主唱 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会

問合せ 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習・文化振興G内)

☎55-9421

中高年齢者向け個別相談

中高年齢者の方を対象に、仕事探しや応募書類の書き方、定年後の働き方等、就労に関する個別相談を行います。

日時 令和7年1月20日(月)

①午後1時 ②午後2時 ③午後3時

※各回50分

場所 市役所1階相談室

定員 各回1人(先着)

対象 概ね45歳以上の方

相談員 中高年事業団やまて企業組合キャリアアドバイザー

申込 1月17日(金)までに下記へ。

問合せ 中高年事業団やまて企業組合名古屋支店 ☎052-433-2323

